

IPOにおける公開価格の設定プロセスの変更点・留意点等について

2023年10月以降※の株式のIPO銘柄（新規公開銘柄）より、「仮条件の範囲外での公開価格設定」、「売出株式数の柔軟な変更」及び「上場日程の期間短縮・柔軟化」の改善策が実施されますので、概要について以下のとおりお知らせいたします。

※2023年10月1日以後、金融商品取引所により上場が承認されたIPO銘柄（後述の「承認前提出方式」においては「承認前届出書」が提出されたIPO銘柄）が改善策の適用対象となります。

実際取引をされるに当たっては、詳細を目論見書等でご確認いただき、ご不明な点は取引先の証券会社にお問い合わせください。

1. 仮条件の範囲外での公開価格設定、売出株式数の柔軟な変更

より需要を踏まえた公開価格等を決定できるようにする観点から、「一定の範囲」内であれば、ブックビルディングをやり直すことなく、「仮条件の範囲外での公開価格の設定」及び「公開価格の設定と同時に売出株式数の変更」ができることが明確化されました。

この「一定の範囲」は、次の①～③全てを満たす範囲をいいます。

○「一定の範囲」の概要

- ① 公開価格が仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下の範囲内で決定されること
- ② 「公開価格決定時の売出株式数」が「仮条件決定時の売出株式数」の80%以上かつ120%以下の範囲内であること
- ③ 「公開価格決定時のオフリングサイズ（株式数※×公開価格）」が、「仮条件下限×仮条件決定時の株式数×80%以上かつ仮条件上限×仮条件決定時の株式数×120%以下」の範囲内であること

※ 株式数：募集株式数＋売出株式数

※詳細は[こちらの資料](#)をご覧ください

【具体例】

・ 仮条件決定時の条件

仮条件	800 円～1,000 円
募集株式数	100 万株
売出株式数	100 万株

次の①～③の全てを満たす範囲内であれば、ブックビルディングをやり直すことなく設定可能となります

- ① 公開価格 640 円以上 1,200 円以下
- ② 売出株式数 80 万株以上 120 万株以下
- ③ オファリングサイズ 12.8 億円（※1）以上 24.0 億円（※2）以下

（※1）仮条件下限（800 円）×仮条件決定時の株式数（募集株式数と売出株式数の合計 200 万株）×80%

（※2）仮条件上限（1,200 円）×仮条件決定時の株式数（募集株式数と売出株式数の合計 200 万株）×120%

ブックビルディングをやり直すことなく設定される可能性のある公開価格、変更される可能性のある売出株式数、オファリングサイズの具体的な範囲は、有価証券届出書や目論見書に記載されます。

実際に取引を行う場合には、これらの書類をご覧いただくとともに、ご不明な点は取引先の証券会社にお問い合わせください。

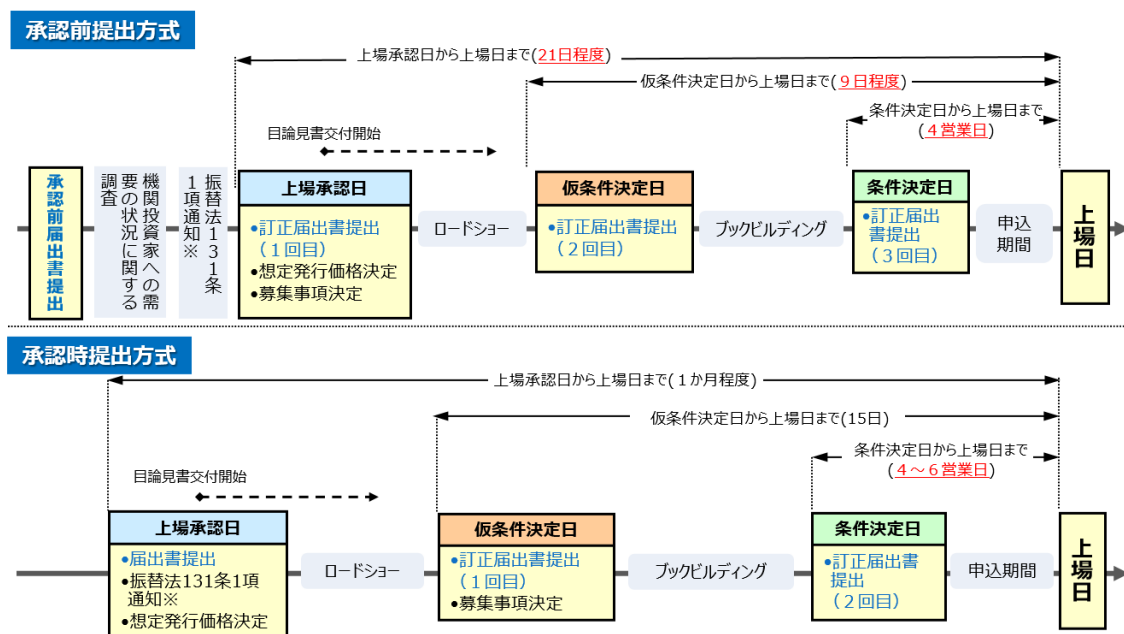
2. 上場日程の期間短縮（承認前提出方式）

上場承認日から上場日までの期間を短縮し、市場環境等の変化による価格変動リスクを低減するため、上場承認日に提出している有価証券届出書を上場承認前に提出し、必要な手続きを早期化する方式での上場が可能となります（ここでは「承認前提出方式」といいます）。

「承認前提出方式」では、従前は1か月程度であった上場承認日から上場日までの期間を21日程度に短縮することが可能となります。

今後、発行会社は、この「承認前提出方式」、従来の上場承認日に有価証券届出書を提出する方式（ここでは「承認時提出方式」といいます。）のどちらかを選択することが可能となります。

「承認前提出方式」及び「承認時提出方式」のイメージは以下のとおりです。



※発行会社が既存株主に対して行う口座通知取次請求に係る通知

3. 上場日程の柔軟化（承認前提出方式・承認時提出方式）

これまで上場承認時の有価証券届出書や目論見書に特定の上場日を記載していた実務について、一定の期間（1週間程度の範囲内）の上場日程（条件決定日、申込期間、払込期日、株式受渡期日、上場日等）を記載することが可能となります。

また、上場承認後の市場環境等を踏まえ、時機をとらえた上場を可能とする観点から、金融商品取引所への上場申請を取り下げることなく、訂正届出書の提出による上場日の変更等が可能となります。

<各方式に係る留意点>

① 承認前提出方式に係る留意点

	留意点
承認前届出書提出～ 上場承認前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場承認前に提出される有価証券届出書（承認前届出書）提出時点では金融商品取引所による上場承認が行われることは確定していません。 ・ 承認前届出書提出時点から上場承認時までの期間は、投資家の価格目線を調査するため、需要の状況に関する調査を行うことを目的とした期間であり、価格算定能力が高いと推定される機関投資家や親引け候補先とコミュニケーションを行うことがありますが、IPO への申込みを行うことはできません。 ・ 目論見書等を用いた一般投資家に対するご案内は上場承認日以降に行われます。 ・ 承認前届出書では、上場日程を一定の目途として記載することや、証券情報の記載を簡素化し、これらを後日提出される訂正届出書により変更することが可能となっています。そのため、詳細な上場日程や発行条件などは上場承認時に開示されます。
上場承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な上場日程や発行条件などが開示されます。上場日については、特定の上場日、又は一定の期間（1週間程度の範囲内）が開示されます。
仮条件決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場日については、特定の上場日、又は一定の期間（1週間程度の範囲内）が開示されます。 ・ ブックビルディングをやり直すことなく設定される可能性のある公開価格、変更される可能性のある売出株式数、オフリングサイズの具体的な範囲が開示されますので、目論見書等でご確認ください。
条件決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場日については、特定の上場日が公表されます。 ・ 目論見書に公開価格等の公表方法を記載することにより、公開価格決定時の訂正目論見書の

	<p>交付が省略される場合がございます。詳細は目論見書の内容をご確認いただき、目論見書に記載された方法により公開価格等をご確認ください。</p>
--	--

② 承認時提出方式に係る留意点

※ 基本的な流れは、従前の IPO の手続きと同様になります。

	留意点
上場承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な上場日程や発行条件などが開示されます。上場日については、特定の上場日、又は一定の期間（1週間程度の範囲内）が開示されます。
仮条件決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場日については、特定の上場日、又は一定の期間（1週間程度の範囲内）が開示されます。 ・ ブックビルディングをやり直すことなく設定される可能性のある公開価格、変更される可能性のある売出株式数、オフリングサイズの具体的な範囲が開示されますので、目論見書等でご確認ください。
条件決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場日については、特定の上場日が公表されます。 ・ 目論見書に公開価格等の公表方法を記載することにより、公開価格決定時の訂正目論見書の交付が省略される場合がございます。詳細は目論見書の内容をご確認いただき、目論見書に記載された方法により公開価格等をご確認ください。

以 上